

## 平成30年度水産関係事業に係る積算基準について

### 1. 積算基準の取扱い

#### 1) 積算基準の取扱い

兵庫県が実施する水産庁所管の水産関係事業の積算にあたっては、水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」を準用する。

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」に改定、正誤がある場合については、別途通知する内容について、適用する。

なお、準用にあたっては、一部語句について、下表のとおり読み替える。

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																				
5. 変更契約の積算 5-1 工事量減量の場合 (以下、省略) 5-2 工事量増量および追加の場合 (以下、省略)	— (適用しない)																																																					
公共工事設計労務単価	兵庫県積算単価表	【第1部】p.2-1-1 2-1-1 労務単価 他																																																				
材料単価は、支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおり、以下の方法で決定する。	材料単価は、以下の方法で決定する。	【第1部】p.2-1-2 2-2-1 材料単価																																																				
「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第1部】p.2-1-4 2-3-3 船舶・機械器具等損料 他																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>銭止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>銭止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>有効数字4桁</td> <td>5桁目以降切り上げ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	銭止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	銭止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>円止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）</td> <td>切り捨て</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	円止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	円止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て	【第1部】p.2-1-6 2-8-2 代価表 2)代価表の作成
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	銭止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	銭止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ																																																				
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	円止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	円止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て																																																				
施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）	施工パッケージ単価（1位止め、切り捨て。但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	【第1部】p.2-1-6 2-8-3 総括表 1)単価																																																				
労務単価は「公共事業の設計等に必要な労務単価の基準額」による。	労務単価は「兵庫県積算単価表」による。	【第1部】p.2-2-(4) 3)鋼製魚礁現場組立費 (1)現場組立労務費																																																				

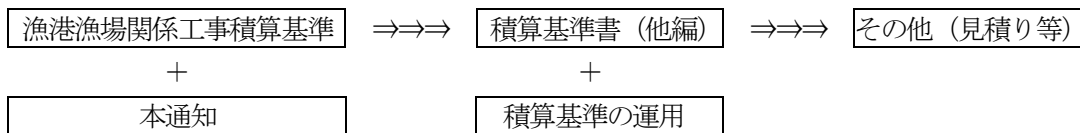
水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																					
4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 (以下、省略) 2. 設計変更 (以下、省略)	— (適用しない)	【第1部】 p.2-4-1～p.2-4-3																																					
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁水路部編集の「距離表」または(社)日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用(積算参考資料I)港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」による。	【第1部】 p.3-4,1-43 3)回航距離の算出 他																																					
②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。 ただし、供用日数(N <sub>i</sub> )が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。	②乗船手当は供用日数(N <sub>i</sub> )が、1日未満の場合は計上しない。	【第1部】 p.3-4,1-44 3-8-3-2 回航費の積算 3)運転費の算出 他																																					
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」	【第1部】 p.5-1-12 2-3-6 旅費等の算出 2)旅費等の算出																																					
(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。 (a) 宿泊を要しない場合(普通日額旅費) <table border="1" data-bbox="178 1182 740 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">普 通 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td></td> <td>546円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td></td> <td>833円</td> <td>731円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td></td> <td>1,101円</td> <td>972円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (b) 宿泊を要する場合(日当) <table border="1" data-bbox="178 1413 740 1469"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,037円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,574円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。 ②宿泊費 <table border="1" data-bbox="178 1559 740 1615"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>10,092円</td> <td>9,074円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>8,055円</td> <td>7,222円</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち財務省令で定める地域およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替えて、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。 ③鉄道料金 イ. 片道50km以上100km未満は普通急行料金を計上する。 ロ. 片道100km以上は特別急行料金を計上する。 ハ. 急行・特急料金は、急行・特急を通行している路線の場合に適用する。 ニ. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。	区 分	職 種	普 通 日 額 旅 費		船団長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合		546円	490円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合		833円	731円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)		1,101円	972円	職 種	日 当	備 考	船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	1,574円	職 種	甲 地 方	乙 地 方	備 考	船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	8,055円	7,222円	— (適用しない)	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出
区 分			職 種	普 通 日 額 旅 費																																			
	船団長・高級船員	普通船員																																					
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合		546円	490円																																				
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合		833円	731円																																				
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)		1,101円	972円																																				
職 種	日 当	備 考																																					
船団長・高級船員	2,037円	金額は、消費税を含まない額である。																																					
普通船員	1,574円																																						
職 種	甲 地 方	乙 地 方	備 考																																				
船団長・高級船員	10,092円	9,074円	金額は、消費税を含まない額である。																																				
普通船員	8,055円	7,222円																																					

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																								
海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行「内航距離表」または海図等により算出する。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」、えい航距離は海図等により算出する。	【第1部】 p.5-1-(8) 5. 回航・えい航距離の算定																								
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」等	【第2部】 p.1-1-2 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2)各構成費目の算定 他																								
<p>業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。</p> $\frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算業務価格}$ <p>変更業務委託料 = 業務価格 × (1 + 消費税率) (落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。 2. 請負額、官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。</p>	業務委託料の変更は、「土木工事標準積算基準書（測量設計委託編）第3編設計業務」によるものとする。	【第2部】 p.1-1-3 2-3 設計変更の積算																								
<p>(2) 日当</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1339 735 1447"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,407円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,037円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,574円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない金額である。</p> <p>(3) 宿泊費</p> <p>宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。</p> <table border="1" data-bbox="183 1693 735 1800"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>12,129円</td> <td>10,925円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10,092円</td> <td>9,074円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>8,055円</td> <td>7,222円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち財務省令で定める地域およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない金額である。</p> <p>(4) 車中および船中泊</p> <p>旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	職 種	日 当	摘 要	A	2,407円		B	2,037円	C	1,574円	職 種	甲地方	乙地方	摘 要	A	12,129円	10,925円		B	10,092円	9,074円	C	8,055円	7,222円	— (適用しない)	【第2部】 p.1-1-5 4)旅費の算出
職 種	日 当	摘 要																								
A	2,407円																									
B	2,037円																									
C	1,574円																									
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																							
A	12,129円	10,925円																								
B	10,092円	9,074円																								
C	8,055円	7,222円																								

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																														
<p>(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 443 743 544"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>職 種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td></td> <td>8,509円/日</td> <td>8,509円/日</td> <td>6,861円/日</td> <td>1～29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td></td> <td>7,648円/日</td> <td>7,648円/日</td> <td>6,175円/日</td> <td>30～59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td></td> <td>6,805円/日</td> <td>6,805円/日</td> <td>5,490円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(6) 鉄道料金は、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 631 743 721"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>急 行 ・ 特 急 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="3">片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。 2. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	期間	職 種	A	B	C	摘 要	30日未満		8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間	30日以上60日未満		7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間	60日以上		6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日		職 種	急 行 ・ 特 急 料 金	A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。	B	C	<p>— (適用しない)</p>	<p>【第2部】 p.1-1-6</p>
期間	職 種	A	B	C	摘 要																											
30日未満		8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1～29日 29日間																											
30日以上60日未満		7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30～59日 30日間																											
60日以上		6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日																												
職 種	急 行 ・ 特 急 料 金																															
A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。																															
B																																
C																																
<p>「公共工事設計労務単価」等</p>	<p>「兵庫県積算単価表」等</p>	<p>【第2部】 p.2-1-2 (1) 人件費 ②賃金</p>																														
<p>支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）</p>	<p>「兵庫県積算単価表」等</p>	<p>【第2部】 p.2-1-2 (2)材料費 他</p>																														
<p>「船舶および機械器具等の損料算定基準」</p>	<p>「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等</p>	<p>【第2部】 p.2-542 2-2-1 調査業務費 (3)機械経費 ②機械器具損料</p>																														
<p>イメージアップ経費</p>	<p>現場環境改善費</p>	<p>【第1部】 p.1-2-1 2. 積算各区の 構成他</p>																														

## 2) 積算基準の優先順位

上記によることが現場条件などから不適当な場合には、実績、県積算基準書（他編）、見積り等を参考として決定すること。



2. 水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成 30 年 3 月）」の改定および正誤について

次頁以降に記載の内容について適用する。

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」	本県の積算に適用する正誤（平成30年10月1日適用）	コメント																																								
第3章1節 浚渫・土捨工 3-1-51	7-1-2-4 作業船の規格区分と組合せ 2) グラブ浚渫船と土運船の組合せ <table border="1" data-bbox="394 339 972 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">船 種 ・ 規 格</th> <th colspan="2">土 運 船 規 格</th> </tr> <tr> <th>曳 航</th> <th>押 航</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼D 2.5m<sup>3</sup></td> <td>鋼 300m<sup>3</sup> 積</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〃 5 〃</td> <td>〃 650 〃</td> <td>鋼 650m<sup>3</sup> 積</td> </tr> <tr> <td>〃 9 〃</td> <td>〃 650 〃</td> <td>〃 650 〃</td> </tr> <tr> <td>〃 16 〃</td> <td><u>〃 1,300 〃</u></td> <td>〃 1,300 〃</td> </tr> <tr> <td>〃 23 〃</td> <td><u>〃 1,300 〃</u></td> <td>〃 1,300 〃</td> </tr> </tbody> </table>	船 種 ・ 規 格	土 運 船 規 格		曳 航	押 航	鋼D 2.5m <sup>3</sup>	鋼 300m <sup>3</sup> 積	—	〃 5 〃	〃 650 〃	鋼 650m <sup>3</sup> 積	〃 9 〃	〃 650 〃	〃 650 〃	〃 16 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃	〃 23 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃	7-1-2-4 作業船の規格区分と組合せ 2) グラブ浚渫船と土運船の組合せ <table border="1" data-bbox="1178 339 1756 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">船 種 ・ 規 格</th> <th colspan="2">土 運 船 規 格</th> </tr> <tr> <th>曳 航</th> <th>押 航</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼D 2.5m<sup>3</sup></td> <td>鋼 300m<sup>3</sup> 積</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〃 5 〃</td> <td>〃 650 〃</td> <td>鋼 650m<sup>3</sup> 積</td> </tr> <tr> <td>〃 9 〃</td> <td>〃 650 〃</td> <td>〃 650 〃</td> </tr> <tr> <td>〃 16 〃</td> <td><u>〃 1,300 〃</u></td> <td>〃 1,300 〃</td> </tr> <tr> <td>〃 23 〃</td> <td><u>〃 1,300 〃</u></td> <td>〃 1,300 〃</td> </tr> </tbody> </table>	船 種 ・ 規 格	土 運 船 規 格		曳 航	押 航	鋼D 2.5m <sup>3</sup>	鋼 300m <sup>3</sup> 積	—	〃 5 〃	〃 650 〃	鋼 650m <sup>3</sup> 積	〃 9 〃	〃 650 〃	〃 650 〃	〃 16 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃	〃 23 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃	
船 種 ・ 規 格	土 運 船 規 格																																										
	曳 航	押 航																																									
鋼D 2.5m <sup>3</sup>	鋼 300m <sup>3</sup> 積	—																																									
〃 5 〃	〃 650 〃	鋼 650m <sup>3</sup> 積																																									
〃 9 〃	〃 650 〃	〃 650 〃																																									
〃 16 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃																																									
〃 23 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃																																									
船 種 ・ 規 格	土 運 船 規 格																																										
	曳 航	押 航																																									
鋼D 2.5m <sup>3</sup>	鋼 300m <sup>3</sup> 積	—																																									
〃 5 〃	〃 650 〃	鋼 650m <sup>3</sup> 積																																									
〃 9 〃	〃 650 〃	〃 650 〃																																									
〃 16 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃																																									
〃 23 〃	<u>〃 1,300 〃</u>	〃 1,300 〃																																									

注) 1. スーパーヘビー級は、鏝工露用のみである。  
 2. 平水区域、限定沿海区域、特定短距離区域で土運船を運搬する場合は押航とする。

注) ~~1. スーパーヘビー級は、鏝工露用のみである。  
 2. 平水区域、限定沿海区域、特定短距離区域で土運船を運搬する場合は押航とする。~~

船舶安全法令改正に  
 関わる記載であり、  
 積算基準に関係ない  
 ため削除